

一時保育規約 ①

社会福祉法人 みどりの杜
柏みどり保育園

- 1) 目的 この規約は、在宅子育て家庭などの育児疲れ解消(リフレッシュ)、急病または継続的な就労、短時間勤などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育の需要に対応するために実施し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2) 対象児童 利用対象となる児童は、児童福祉法第 24 条 1 項の規定による保育の実施の対象とされない就学前の児童であり、下記のア、イ、ウ、エのいずれかに該当するものであること。
 - ア) 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童。
 - イ) 保護者の疾病、入院等により、緊急、一時的に保育が必要となる児童。
 - ウ) 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由や、その他の事由により、一時的に保育が必要となる児童。
 - エ) 生後 6 か月～ 2 歳児の児童(3 歳の誕生日から最初の 3 月 31 日までを含む)
- 3) 保育時間 午前 9 時～午後 4 時まで(1 時間毎の利用が可能です)
※土曜日、日曜日、祭日、年末年始休園日 (12/29~1/3)はお休みとなります。
※利用時間前の受付、利用時間の延長はできませんのでご承知ください。
- 4) 利用定員 1 日 6 人(各年齢最大 2 名まで、年齢は利用日の属する年度の 4 月 2 日を基準とする)
- 5) 利用について
※利用する際には、事前の面談と登録が必要です。面接終了後、登録していただき一時保育の予約が可能となります。予約については面接時にご説明します。
※1 週間の中では、最大予約日数は 3 日間です。
※送迎の時間は必ず守ってくださいますようお願いいたします。
- 6) 利用中の緊急連絡について
※事故の無いよう、最大の注意をして保育をしておりますが、思わぬ怪我などが起きる事があります。次のような症状がある場合は、連絡をさせていただきお迎えをお願いする場合があります。
 - ・熱が 37.5 度以上になった場合
 - ・嘔吐や下痢をした場合

- ・機嫌が悪く、食欲がない場合

- ・感染症が疑われる場合

※保育中の事故・怪我で受診が必要な場合は、まずご連絡をさせていただき、
受診などの相談をさせていただきます。

7)利用料

※1時間につき500円

※利用が昼食・おやつにかかる場合

- ・ミルク(明治ほほえみ) 1回50円

- ・給食・離乳食 1回300円

- ・おやつ 1回100円

上記の金額が保育料に加算されます。

8)利用のキャンセルについて

予約していた一時保育の利用が必要でなくなった場合は速やかに電話でお知らせください。

9) その他 この規約に定めのない事項が発生した場合は、園長がその措置を決定いたします。

付則 この規約は2024年4月1日より実施する。